

にぎわい交流施設最適配置調査事業業務委託仕様書

1 委託業務の名称

にぎわい交流施設最適配置調査業務委託

2 業務の委託期間

業務委託契約締結の日から令和3年12月28日

3 業務の目的

本市では、「守口都市核周辺における将来都市ビジョン」及び「守口市立地適正化計画」において、京阪電鉄守口市駅前周辺を中心とする守口都市核におけるにぎわいや交流の創出に向けた方向性として、守口都市核へのホール機能を始めとする施設の誘導を想定している。

本業務は、こうした方向性を踏まえ、守口都市核にホール機能を誘導することとした場合の既存の公共施設（守口文化センター、守口市民体育館）との関係を踏まえた最適な配置の考え方や、公民連携の導入も含めた効果的、効率的な事業化手法等について検討を行い、基本構想として取りまとめることを目的とする。

また、施設の最適配置の検討にあたっては、既存の公共施設周辺の敷地及び機能並びに活用可能な未利用地について整理するものとする。

なお、本仕様書は、本市が業務成果として求める最低基準を示すものであり、提案者の企画提案の内容を制限するものではない。本業務委託は、公募型プロポーザル方式により受託者を選定することとしており、当該方式による受託者の選定後、受託者からの提案を踏まえ、内容について協議を行った上で、最終的な仕様を決定するものとする。

4 業務委託内容

(1) 守口都市核へのホール機能の誘導に向け、既存の公共施設等との関係を踏まえた最適配置の方向性

① 既存の公共施設及び周辺地区に関する概要の把握、整理

② 上位関連計画における位置づけの整理

ホール機能の誘導に向けた駅前周辺の再整備について、上位関連計画における位置づけとの十分な整合性を図ることができるように整理すること。

③ ホール機能の誘導に向けた方向性の整理

①及び②を踏まえ、守口都市核におけるホール機能を含めた公共施設の最適配置の方向性について整理する。

(2) 既存の公共施設に関するあり方の検討

既存の公共施設について、(1) ①の概要把握に基づく現状や課題、社会的背景

等を踏まえ、ホール機能を誘導することとした場合の機能やコンセプト等、再整備におけるあり方について検討する。

(3) 新たに整備するホール機能を有する施設の概略規模及び機能の検討

ホール機能を有する施設について、守口都市核に整備するものとして本市にふさわしい適正な概略規模及び機能を検討する。

なお、当該施設について、P F I 事業等の公民連携手法による整備や運営が可能となるよう、市場性、採算性についても調査を行い、その結果を概略規模や機能に反映させること。

(4) ホール機能を有する施設及び既存の公共施設の最適配置の検討

(2) 及び (3) における検討を踏まえ、ホール機能を有する施設及び既存の公共施設の規模や機能等に応じて、最適な配置のあり方を3パターン程度検討するとともに、それぞれの実現に向けた利点や課題、配置までに想定される年数等を整理する。

(5) 基本構想としてのとりまとめ

(1) ～ (4) の検討結果を踏まえ、基本構想としてのとりまとめを行う。

(6) 打合せ、報告、資料作成、協議その他

本市との打合せは、業務着手時、中間時適宜、成果品納品時において行う。ただし、本市がその時点における進捗状況について打合せや報告を求める場合、受託者は速やかに応じるものとする。

また、本市が本委託事業に係る資料の作成及び提出を求めた場合も、速やかに応じるものとする。

5 業務の着手

受託者は、契約締結後7日以内に業務に着手しなければならない。ここで定める業務の着手とは、管理技術者が業務実施のため、担当者と打ち合わせを開始することをいう。

6 業務従事者の資格等

(1) 受託者は、業務遂行にあたり、管理技術者、主任技術者、担当技術者及び照査技術者を配置しなければならない。なお、管理技術者と主任技術者は兼務することができるものとするが、照査技術者については、別に置かなければならない。

(2) 管理技術者は、国又は地方公共団体における公民連携（PPP/PFI）の導入に係る基本構想等の計画の策定（策定支援を含む）の完了した実績または地方公共団体の公共施設再配置計画策定、その他類似業務の作成支援業務を完了した実績のある者を従事させること。ただし、それらを策定した時期は問わない。

(3) 管理技術士、主任技術士もしくは担当技術士のうち1名は、建築士法（昭和25年法律第202号）第5条第2項の規定に基づく1級建築士免許証の交付を受けている

者、又は、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 32 条の規定に基づく技術士として、総合技術監理部門、又は建設部門に登録した者を従事させること。

- (4) 受託者は、本業務における各作業の従事者を遅滞なく決定し、速やかに業務従事者名簿（以下「名簿」という。）及び各技術者の経歴書を委託者に提出するものとする。
- (5) 委託者は、提出された名簿及び経歴書を確認し、適任と判断された場合は承認するものとする。

7 業務計画書

- (1) 受託者は、契約締結後 15 日以内に業務計画書を作成し、市に提出しなければならない。
- (2) 業務計画書には、下記の事項を記載するものとする。
 - ①業務概要
 - ②実施方針
 - ③業務工程
 - ④業務組織計画
 - ⑤打合せ計画
 - ⑥成果品の品質を確保するための方策（成果品のチェック体制等）
 - ⑦連絡体制（緊急時を含む）
 - ⑧その他、特記事項
- (3) 受託者は、業務計画書の内容を変更する場合には、その理由を明確にした上で、その都度、市に対して変更業務計画書を提出しなければならない。
- (4) 受託者は、市が指示した事項については、上記の（2）に示した内容に加え、さらに詳細な業務計画に関する資料を提出すること。

8 照査

- (1) 受託者は、業務を遂行する上で、技術資料等の諸情報を活用し、十分に整理することにより、業務の質を確保に努めるとともに、さらに審査を実施し、成果品に誤りがないよう努めること。
- (2) 受託者は、遺漏なき照査を実施するため、本業務に精通し、十分な技能と経験を有する者に照査を担当させること。
- (3) 照査技術者は、業務全般にわたり、次の事項に掲げる事項について、照査を実施しなければならない。
 - ①基本条件の確認
 - ②業務計画（実施方針及び実施手法等）の妥当性の確認
 - ③各種データの整合性に、齟齬が生じていないかの確認
 - ④各種統計数値及びその処理方法が適切かの確認

⑤成果品の確認

9 検査

- (1) 受託者は、業務完了後において、本業務に係る検査を受けるものとし、検査完了合格をもって業務を完了するものとする。
- (2) 市は、検査に先立って、受託者に対し検査日を通知するものとする。この場合において受託者は、検査に必要な人員及び機材を準備し、提出しなければならない。この場合における検査に要する費用は、受託者の負担とする。
- (3) 市の検査員は、管理技術者の立会いの下、次に掲げる事項を検査するものとする。
 - ①本業務の成果品の検査
 - ②本業務の管理状況の検査

10 委託料の支払い

市は、検査を実施し、検査に合格した場合、受託者に委託契約書に定める委託料を支払うものとする。

11 成果品

市としてにぎわい交流施設最適配置を検討するにあたり、必要な各種データを報告書として取りまとめ、冊子としたものを20部及びその電子データ（CD-ROM）を企画財政部企画課に納品すること。

また、各種データの作成に要した基礎データについても併せて提供すること。

12 その他留意事項等

- (1) 委託事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に対し、適切な対策を講じた上で実施すること。
- (2) 業務遂行にあたっては、守口市個人情報保護条例（平成11年守口市条例第14号）の規定に基づき、適正な個人情報の取扱いを行うこと。
- (3) 成果品及び本業務で作成されたデータ等の所有権、著作権及び利用権は、本市に帰属するものとする。
- (4) 受託者は、常に本市からの連絡を受け取れる状態とし、本市から打合せ等の申し出があった場合は、誠実に対応すること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、委託業務内容の一部について当初に予定していた内容と異なる対応が必要となった場合は、速やかに市と協議するものとする。
- (6) この仕様書に記載しているデータ作成内容に追加等があった場合においても可能な限り契約金額内で対応すること。

(7) この仕様書に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、その都度双方で協議し、決定するものとする。ただし、協議が整わない場合は、受託者は市の指示に従うものとする。